

収入申告チャート

収入申告書の提出について、どのような書類が必要なのか、簡単に確認ができる早見表です。
名義人様、世帯員様（15歳以下の方を除く。）全員の必要書類を提出してください。

※世帯員変更（出生・転入・転出・死亡）がある場合、市営住宅課で手続きしてください。
旭川市7条通9丁目 総合庁舎5階 旭川市建築部市営住宅課
直通電話番号（0166-25-8510）



はじめに同意書を御覧ください。令和6年1月1日時点で旭川市に住民登録されていて、市道民税を申告されている方は、同意書に押印することで所得確認用提出書類を省略できます。

同意書の『世帯員それぞれ押印』の箇所すべてに『印』と印刷されている。
（※令和5年1月2日以降に職場が変わった方がいる場合は下記にお進みください。）

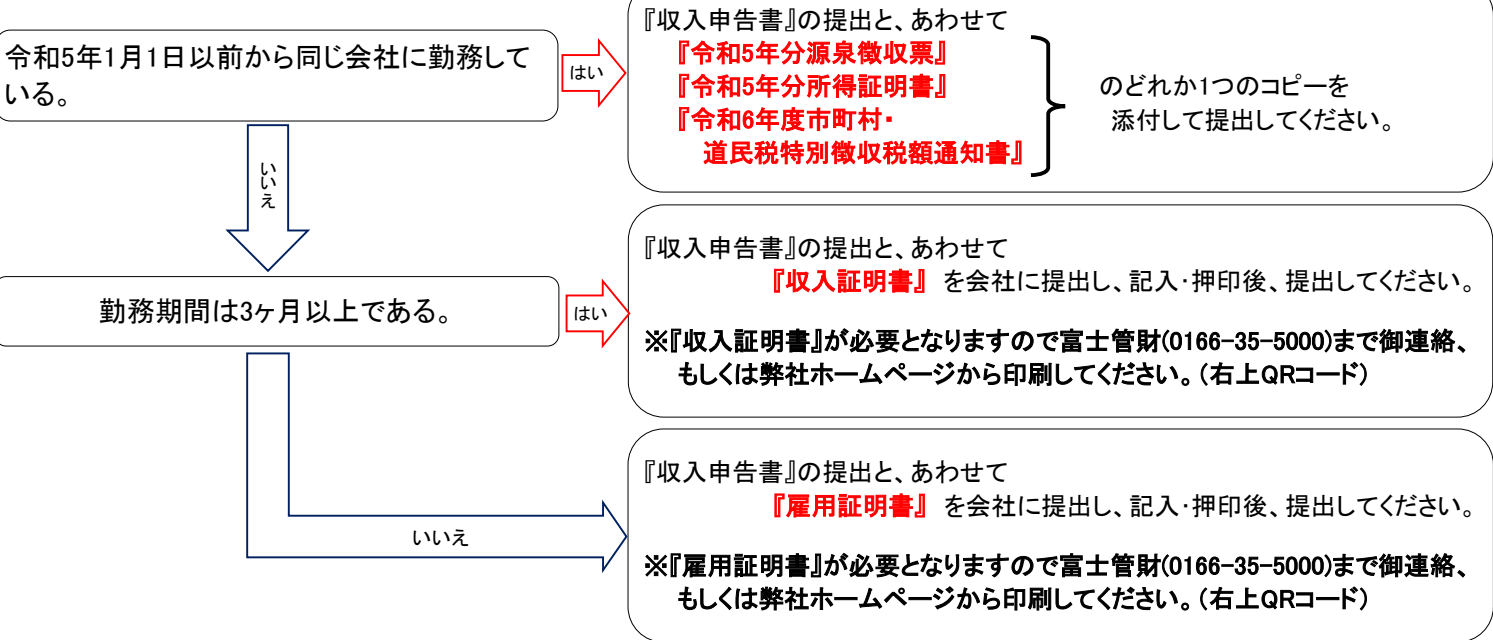
下記の①～⑤に当てはまらない場合

『収入申告書』及び『同意書』に、記入・押印して提出してください。

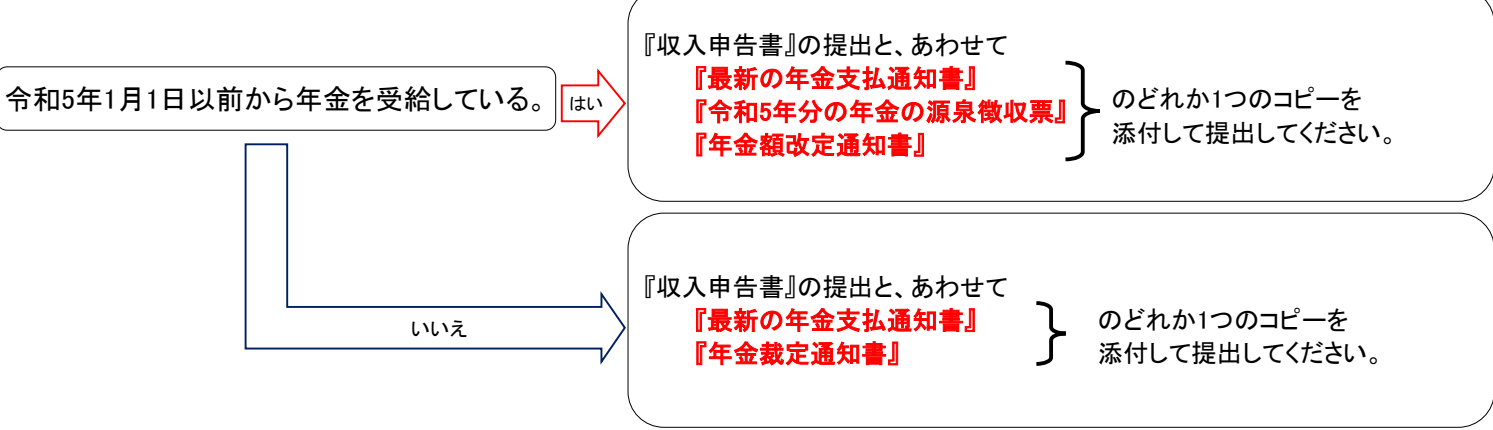
次のいずれかに該当する方がいる場合は下のチャートにしたがって、収入申告書及び同意書の他に下記必要書類を提出してください。

- ①令和6年1月1日時点で旭川市に住民登録されていない方。 ②令和6年度の市道民税未申告の方。 ③同意書の『世帯員それぞれの押印』の箇所に『所得確認できません』と印刷されている方。 ④令和5年1月2日以降に転職又は就職した方。
⑤同意書を提出したくない方。
※お1人で2つ以上の収入がある場合は、それぞれの収入の証明が必要です。（※例 給与と年金収入がある場合、下記の給与収入書類と年金収入書類を提出してください。）

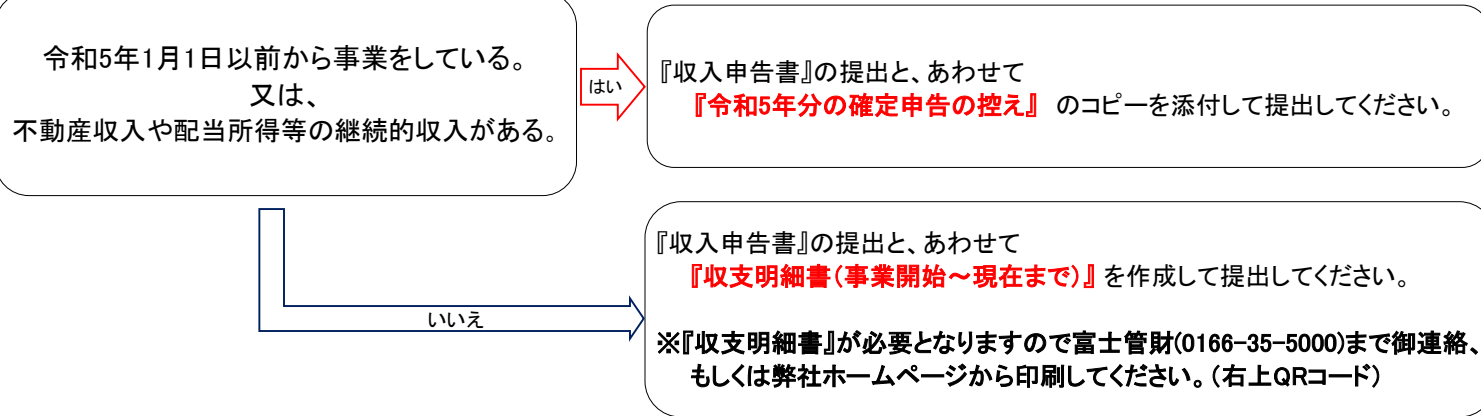
1 給与収入がある。（※学生・主婦のアルバイト又はパートを含む）



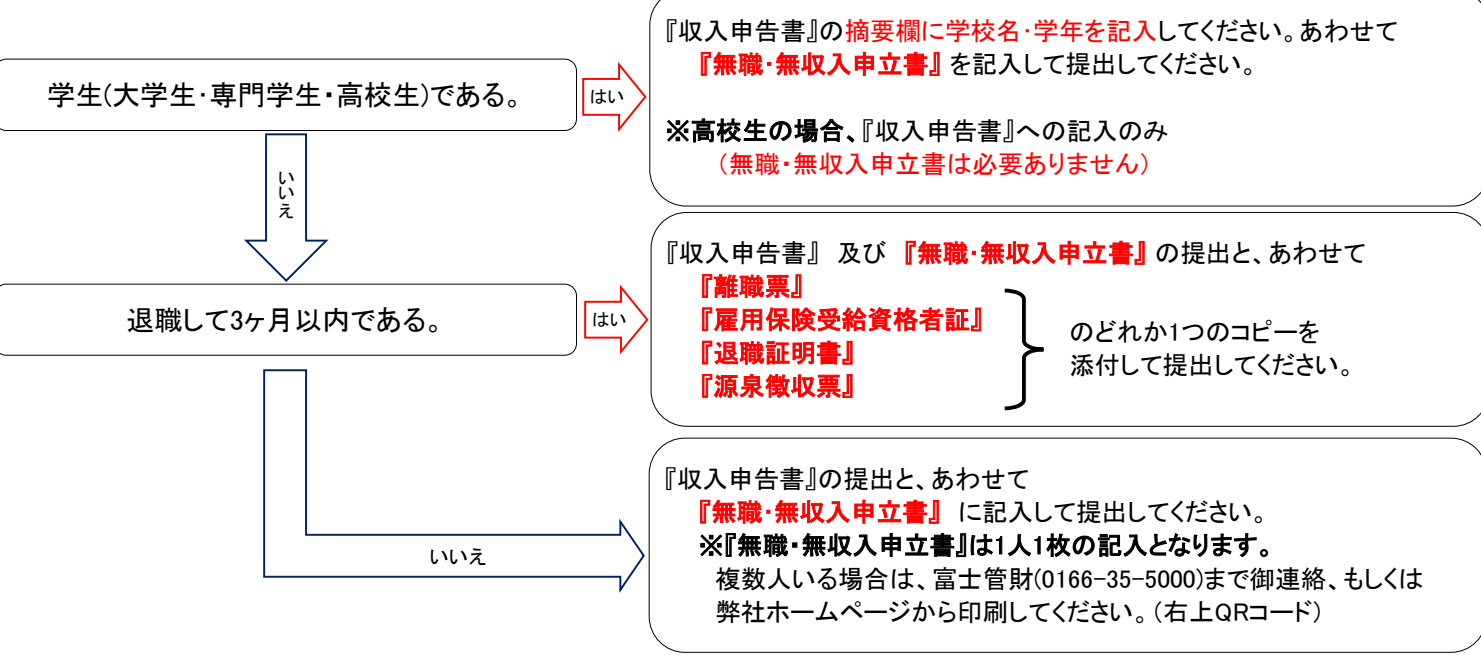
2 年金収入がある。



3 事業収入等がある。



4 現在無職である（16～64歳の方）



その他必要書類

1 別居扶養親族がいる。



2 障害をお持ちの方がいる。



※添付していただいた書類はお返しできませんので、「コピー(写し)」を提出するなどしてください。